



6生都管第1002号

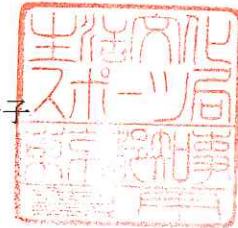
東京都中央区晴海一丁目8番10号  
特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワーク

## 認 定 書 (更新)

令和6年8月14日付けで申請のあった認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新については、特定非営利活動促進法第51条第2項の規定に基づき、下記のとおり更新します。

令和7年2月14日

東京都知事 小池 百合子



記

更新後の認定の有効期間

令和6年11月21日から  
令和11年11月20日まで